

酒税法等の改正のあらまし

I 酒税法の一部改正

- (1) 税務署長が酒類の販売業免許等を取り消すことができる要件に、
- ① 酒類業組合法第84条第2項又は第3項（酒税保全のための勧告又は命令）
 - ② 酒類業組合法第86条の4（公正な取引の基準に関する命令）
- に規定する命令に違反した場合は追加されました。
- なお、これらの規定により免許を取り消された場合は、税務署長が酒類の販売業免許等を与えないことができる要件（以下「免許拒否要件」という。）にも該当します。
- (2) 酒類の販売業免許等の申請について、免許拒否要件の一つである酒税法又はアルコール事業法の規定により取消処分を受けた者が、酒税法又はアルコール事業法の規定により取消処分を受けた日から3年を経過するまでの者（法第10条第1号）になりました。

II 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）の一部改正

- (1) 酒類に関する「公正な取引の基準」の制定
- 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準（「公正な取引の基準」）を定めるとされました。
- (2) 酒類販売管理研修の義務化等
- 酒類小売業者は、
- ① 酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任すること
 - ② 酒類販売管理者に、一定期間ごとに、酒類販売管理研修を受けさせなければならないこと
 - ③ 酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を酒類販売場に掲示しなければならないこと
- とされました。

III 施行期日

この改正内容は、公布の日（平成 28 年 6 月 3 日）から起算して1年以内に政令で定める日から施行されます。